

平成 29 年度 埼玉県 事業計画

都道府県コード

110001

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	6,929	6,929
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	3,765	5,744	9,509
4.消費生活相談体制整備事業	-	71,270	71,270
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	30,230		30,230
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	114,920	96,057	210,977
うち、先駆的事业	-	778	778
7.消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	43	-	43
合計	148,958	180,000	328,958

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政予算総額	1,062,149	
都道府県予算	433,958	
管内市町村予算総額	628,191	
支出等額	328,958	
支出等割合	31%	31%
支出等額(先駆的事业(交付金)を除く。)	328,958	↑常勤化、定員増反映後
支出等割合(先駆的事业(交付金)を除く。)	0.309709843	31%

↑常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加
自治体参加型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体 ()
法人募集型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体 ()

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1

都道府県実施事業分

1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			29年度 本予算	28年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ						
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ						
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)						
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	相談員を対象に、高齢者被害の多い事例、複雑化する事例への対応方法、商品や製品に起因する生命・身体事故に係る消費者被害防止等の研修の開催。【基金】	3,131			3,131	研修委託費、講師謝礼、印刷製本等
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	消費者行政担当者を対象とした研修の参加支援。【基金】	634			634	旅費、負担金等
⑨消費生活相談体制整備事業						
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	市町村巡回指導、主任相談員による市町村支援、土曜相談窓口の開設【交付金】【基金】	117,260	1,148	27,005	2,077	市町村巡回指導、研修参加支援
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)		116,359	42,314	4,155	55,451	
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)		16,870	13,000			
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)						
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)						
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務		43	43			
合計		254,297	56,505	31,160	61,293	

2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存)	弁護士を講師とした研修会を開催
	(強化)	県内の相談員・行政職員を対象としたレベルアップ研修を開催
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存)	なし
	(強化)	国民生活センターが実施する相談員専門員研修参加のための旅費及び負担金
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存)	
	(強化)	
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存)	困難事例への助言・協働対応。研修参加呼びかけ。広域事例の調整。
	(強化)	市町村を支援するための主任相談員、土曜相談窓口開設の費用及び弁護士費用の一部
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(既存)	消費者を対象とした参加体験型展示施設の運営、消費者講座の開催、情報誌の発行、ホームページの運営、管内消費者団体交流体制の未整備、管内に適格消費者団体なし
	(強化)	FMラジオ放送による広報・F地域連携のための情報交換会の開催、管内消費者団体交流会の開催、適格消費者団体連絡会の開催等
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存)	管内消費者団体交流体制の未整備、管内に適格消費者団体なし
	(強化)	管内消費者団体交流会の開催、適格消費者団体連絡会の開催
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存)	管内事業者の立入・調査等
	(強化)	県外などの悪質事業者への立入・調査等
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	(既存)	
	(強化)	
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存)	
	(強化)	
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存)	未実施
	(強化)	立入検査等

3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人	実地研修受入人数 人
	年間研修総日数 人日	年間実地研修受入総日 人日

4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
29 人	人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
29 人	千円

6. 地方消費者行政推進事業実施要領別添2第2及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

別表2 管内市町村実施事業分

1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			29年度 本予算	28年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	熊谷市、行田市、東松山市、上尾市、志木市、幸手市、三芳町、鳩山町、東秩父村、杉戸町、松伏町	1,686	1,595			相談窓口用事務機器、啓発用機器、参考書類等
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	川越市、熊谷市、行田市、秩父市、加須市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、朝霞市、新座市、桶川市、八潮市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、ふじみ野市	5,210	5,108			弁護士アドバイザー
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)	鶴ヶ島市、日高市、宮代町	256	226			商品テスト依頼、放射性物質検査機器保守点検委託等
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)						
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、越生町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、寄居町、宮代町、杉戸町	6,424			5,744	国民生活センター消費生活相談員研修、県基礎法令事例研究会等
⑧消費生活相談体制整備事業	熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、戸田市、朝霞市、志木市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、越生町、小川町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町	137,548			71,270	相談員等人件費、職員時間外勤務等
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町	94,447	57,420		24,250	見守りネットワーク活動強化・充実に係る経費・啓発品、消費者教育用啓発品、通話録音装置等
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	行田市、加須市、上尾市、蕨市、戸田市、新座市、桶川市、吉川市、杉戸町	8,115	1,679		6,426	消費者被害防止サポーター活動経費、消費者安全確保地域協議会活動経費等

⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	戸田市	42	41			事業者に対する普及啓発
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	桶川市、吉川市	778	778			消費者安全確保地域協議会運営、迷惑電話着信拒否装置
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	さいたま市、鴻巣市、桶川市	16,063	5,463			通話録音装置事業委託
⑭消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		270,569	72,310	71,270	36,420	

2. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人	実地研修受入人数 人
	年間研修総日数 人日	年間実地研修受入総日 人日

3. 消費生活相談体制整備事業(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
92 人	##### 人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
28 人	
対象人員数計	追加的総費用
120 人	69,084 千円

別表3 交付金等の管理等

1. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	231,245	千円
うち都道府県分	87,665	千円
うち管内の市町村合計	143,580	千円

2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	97,713	千円
うち都道府県分	61,293	千円
うち管内の市町村合計	36,420	千円

3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	165,669 千円	395,088 千円	433,958 千円	268,289 千円	38,870 千円
うち交付金等対象経費	/	110,088 千円	148,958 千円	/	38,870 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	21,860 千円	千円	/	-21,860 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	千円	千円	/	- 千円
うち先駆的事业	/	14,753 千円	千円	/	-14,753 千円
うち交付金等対象外経費	165,669 千円	285,000 千円	285,000 千円	119,331 千円	- 千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	258,394 千円	434,932 千円	628,191 千円	369,797 千円	193,259 千円
うち交付金等対象経費	/	158,138 千円	180,000 千円	/	21,862 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	51,653 千円	71,270 千円	/	19,617 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	794 千円	537 千円	/	-257 千円
うち先駆的事业	/	千円	千円	/	- 千円
うち交付金等対象外経費	258,394 千円	276,794 千円	448,191 千円	189,797 千円	171,397 千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	424,063 千円	830,020 千円	1,062,149 千円	638,086 千円	232,129 千円
うち交付金等対象経費	/	268,226 千円	328,958 千円	/	60,732 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	73,513 千円	71,270 千円	/	-2,243 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	794 千円	537 千円	/	-257 千円
うち先駆的事业	/	14,753 千円	- 千円	/	-14,753 千円
うち交付金等対象外経費	424,063 千円	561,794 千円	733,191 千円	309,128 千円	171,397 千円

4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	-	人	
うち都道府県		人	
うち管内市町村		人	
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	-	人	
うち都道府県		人	
うち管内市町村		人	
③定数内の消費者行政担当者の人件費(想定)	-	千円	
うち都道府県		千円	
うち管内市町村		千円	
④③を含めた交付金等対象外経費	733,191	千円	
うち都道府県	285,000	千円	
うち管内市町村	448,191	千円	↓先駆的事業(交付金分)を除く支出割合
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合	31	%	30.9709843 %
うち都道府県	34	%	34.32544163 %
うち管内市町村	28.65370564	%	28.65370564 %

5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	1,552,084 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	246,715 千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	97,713 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	1,103 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	150,105 千円

6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	29 人	今年度末予定	相談員総数	29 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	29 人	今年度末予定	相談員数	29 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人

7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組	具体的内容
①報酬の向上	
②研修参加支援	
③就労環境の向上	
④その他	

○実施要領及び運営要領別添1メニュー6「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」

事業の名称	事業区分	事業概要	支出予定額(千円)	関連事業の有無	備考
消費者教育コーディネータ設置検討事業	①	消費者教育の推進を図るために、消費者教育コーディネータの設置検討等を行う。	5,096	無	
インターネット適正広告推進事業	②	インターネット広告における不当表示について消費者に対し啓発を行うとともに、監視を行いさらに指導することにより不当表示をなくしていく。	9,236	無	
月刊「高齢者を守るお助けかわらばん」の発信	①	高齢者の利用率が高い病院、地域包括支援センターなどを通して発信することにより、注意喚起を図る。	8,081	無	
耳から入る情報の発信	①	視覚による情報が届きづらい県民の方(ドライバー、視覚障害者など)への消費者教育のため、ラジオ放送による情報発信を行う。	5,886	無	
テレビCMを活用した情報の発信	①	悪質商法などの情報をCMという記憶に残りやすい媒体を使って、一般消費者向けに消費者被害を未然に防止する。また、昨年度作成した一般消費者向けのCMを消費者月間に再度放映し、消費者への注意喚起と188の周知を図る。	6,804	無	
生活科学センター(くらしプラザ)の機能強化	①	より効果的に自立した消費者を育成するため、課題の発見と解決に向けて、主体的・協働的に学ぶアクティブ・ラーニングを、消費者教育の拠点である生活科学センターに導入する。	15,000	無	
消費者被害防止サポーター活動促進	②	地域で啓発活動を担うボランティアとして、消費者被害防止サポーターを養成して、市町村や自治会、地域包括支援センターなどと連携した活動を促すことにより、地域の消費者力を高め、消費者被害の防止を図る。	5,365	無	
高齢者の消費者被害防止普及啓発事業	①	市町村の消費者被害防止サポーターの活用促進、消費者安全確保地域協議会設置促進などを行う「見守り推進員」の配置を行う。	1,424	無	
高齢者等の消費者被害防止のための啓発品の購入	①	高齢者等を狙った悪質商法による消費者被害を防止すべく、ニーズに対応した啓発品を購入する。	11,967	無	
		計	68,859		

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。